

〔13〕 リツイートにより名誉を毀損されたとして損害賠償  
の請求をする場合

文 例

示 談 書<sup>①</sup>

甲野太郎（以下「甲」という。）と乙野二郎（以下「乙」という。）は、乙が令和〇〇年〇〇月〇〇日に行ったツイッターにおけるリツイートによる投稿（以下「本件投稿」という。なお、末尾の表示を参照のこと。）により甲の名誉を毀損した件（以下「本件」という。）について、次のとおり示談する。<sup>②</sup>

- 1 乙は、甲に対し、本件投稿について真摯に謝罪する。<sup>③</sup>
- 2 乙は、甲に対し、本件の損害賠償金として、〇〇万円の支払義務があることを認める。<sup>④</sup>
- 3 乙は、甲に対し、前項の金員を、令和〇〇年〇〇月〇〇日限り、〇〇銀行〇〇支店の甲名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 4 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件に関し、本合意書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。<sup>⑤</sup>

⑥  
 <本件投稿の表示>

日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇時〇分

アカウント名 〇〇〇〇

投稿内容 〇〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・

本示談成立の証として、本示談書2通を作成し、甲と乙が各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 甲 野 太 郎

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 〇〇ビル〇階 〇〇法律事務所

甲代理人弁護士 丙 野 三 郎 (印)

(乙) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 乙 野 二 郎 (印)

解 説

- ① 表題は「示談書」としてありますが、「和解契約書」、「合意書」等でも構いません。
- ② ツイッターにおいてリツイート（他人がした投稿を引用する形式で自己のアカウントから投稿する方法）の形式で何らかコメントを付すことな

く行われた投稿が名誉棄損に該当するかどうか争われた事案として、大阪地裁令和元年9月12日判決(判タ1471・121)があります。

本判決は、当該投稿による名誉毀損の有無について、「何らのコメントも付加せず元ツイートをそのまま引用するリツイートは、〔中略〕一般の閲読者をして投稿者が当該リツイートをした意図が理解できるような特段の事情が認められない限り、リツイートの投稿者が、自身のフォロワーに対し、当該元ツイートの内容に賛同する意思を示して行う表現行為と解するのが相当である。」として、まず、当該事案における被告の責任主体性を肯定しました。その上で、当該投稿の名誉毀損行為該当性について、「一般に、名誉毀損の成否が問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかについては、一般の閲読者の普通の注意と読み方を基準として、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものであり、そのような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するものというべきである。」「また、人の社会的評価を低下させる表現は、事実の摘示であるか、意見ないし論評の表明であるかを問わず、人の名誉を毀損するというべきであるところ、ある表現における事実の摘示又は意見ないし論評の表明が人の社会的評価を低下させるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈して判断すべきものと解される。」との見解を最高裁平成9年9月9日判決(判タ955・115)や最高裁平成16年7月15日判決(判時1870・15)等の最高裁判例を紹介しつつ示した上で、当該投稿が事実を摘示して原告の社会的評価を低下させる名誉毀損行為であると認定しました。さらに、違法性阻却事由の有無につき、「事実を摘示してする名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関

する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があったときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信じるについての相当な理由があれば、その故意または過失は否定されるものというべきである。」との見解を最高裁昭和41年6月23日判決(民集20・5・1118)等を紹介しつつ示した上で、当該事案における違法性阻却事由の存在を否定しました。

- ③ この種の事案は、一般に、損害の賠償とともに将来の同種行為の抑止に対する何らかの手当てを行うという発想は肝要です。ここでは、1つの方法として、謝罪文言を入れています。もちろん、損害賠償そのものが将来の同種行為への抑止になるとはいえますので、謝罪文言を入れることに過度にこだわる必要はなく、交渉の具体的な経過等に応じ柔軟に対応するという考え方で構いません。
- ④ 合意に達した金額を記載します。本書式では、将来の同種行為抑止の観点から、乙の不法行為性を明確に記載することに重点を置いているため、金員の名目についても「損害賠償金」という用語を用いています。
- ⑤ 一般的な清算条項です。
- ⑥ 示談の対象たる投稿を特定する必要があります。上記は一例です。具体的事案に応じ適宜の方法で特定してください。

## 〔14〕 遺産分割において配偶者居住権を設定するもの

## 文 例

遺産分割協議書<sup>①</sup>

被相続人甲野太郎（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、令和〇〇年〇〇月〇〇日没）の相続人全員である甲野花子（以下、「甲」という。）、甲野一郎（以下、「乙」という。）及び丙山美子（以下、「丙」という。）は、被相続人の遺産につき、次のとおり合意する。

第1条 甲、乙及び丙は、被相続人の遺産が別紙遺産目録記載のとおりであり、それ以外には存在しないことを確認する。<sup>②</sup>

第2条 別紙遺産目録記載の遺産は、そのすべてを乙が取得する。

第3条 乙は、前条の代償金として、甲に対し金〇〇〇万円、丙に対し金〇〇〇万円を、それぞれ支払う義務のあることを認める。

2 乙は、前項の各金員全額を、甲及び丙に対して、令和〇〇年〇〇月〇〇日限り、甲及び丙の指定する各口座にそれぞれ支払う。なお、支払手数料はいずれも乙の負担とする。

第4条 甲は、別紙遺産目録2記載の建物につき、存続期間

を令和〇〇年〇〇月〇〇日から10年とする配偶者居住権を  
取得する<sup>③</sup>。

2 乙は、甲に対し、前項の配偶者居住権の設定登記手続  
を行う<sup>④</sup>。登記手続に要する費用は甲の負担とする。

第5条 甲、乙及び丙は、以上をもって被相続人の遺産及び  
その分割に関する紛争が一切解決したものとし、本条項に  
定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する<sup>⑤</sup>。

本合意成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙各1通  
ずつ保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

甲 野 花 子 印

(乙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

甲 野 一 郎 印

(丙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

丙 山 美 子 印

示  
談  
七  
〇

別 紙 遺産目録 (省略)

## 解 説

- ① 本件は、相続人間の遺産分割協議（合意）により、被相続人の配偶者  
に配偶者居住権（居住建物を無償で使用収益できる権利）を設定するも

のです（民法1028条）。改正前民法下においては、被相続人の配偶者が従前の居住建物に住み続けるためには、遺産分割において配偶者が居住建物の所有権を取得するか、これを取得した相続人との間で賃借権を設定することなどが必要でした。しかし、前者の場合、遺産総額や居住建物の評価額によっては、配偶者が取得する現預貯金が大幅に減ぜられたり、そればかりか他の相続人に代償金を支払う必要が出てくる場合もありますし、後者の場合は、賃借権の内容や期間について居住建物の所有権者との間で協議が必要となり、権利としての安定性を欠くこととなります。そこで、配偶者に、住み慣れた住環境での生活及び生活資金となる預貯金等をそれぞれ相応に確保するべく、配偶者居住権が新設されました。

- ② 配偶者居住権の目的となる建物は、相続開始時において、被相続人の財産に属した建物でなければなりません。よって、被相続人が賃借していた建物や、共有持分を有していたに過ぎない場合には、配偶者居住権を設定できないとされています（後者につき、民法1028条1項ただし書き。ただし、被相続人と配偶者との間での共有であれば設定可能です）。
- ③ 配偶者居住権は、遺産分割によって設定でき（民法1028条1項1号）、賃借権類似の法定の債権であると解されています。配偶者の居住権保護のため特に認められた権利ですから、帰属上の一身専属権であって、この権利の主体は配偶者に限定され、配偶者の死亡により当然消滅します（民法1036条・597条3項）。

配偶者居住権の存続期間を設定した場合は、その期間満了時に消滅し（民法1036条・597条1項）、その延長や更新をすることはできないと解されています。

- ④ 配偶者居住権は、その設定登記をもって第三者に対抗できることとされました（民法1031条2項・605条の4）。この登記により、居住建物について物権を取得した者などの第三者に対抗することができ、また、居住建物の不法占有者に対する妨害排除請求も可能となります。

配偶者居住権の設定登記は、登記権利者（配偶者）と登記義務者（居住建物所有者）との共同申請によらなければなりません（不動産登記法60条）。仮に居住建物所有者が登記申請に協力しない場合には、配偶者は、登記義務の履行を求める訴えを提起することができ（民法1031条1項）、この認容判決に基づき、単独での登記申請を行うことができます（不動産登記法63条1項）。

遺産分割の場面では、例えば、合意書の調印と合意書に基づく各義務の履行（代償金の支払や登記申請書類の交付等）を同時に決済することで、後日の無用な紛争を防ぐことができますでしょう。

- ⑤ 当事者間に権利義務関係がないことを確認するものです。なお、配偶者居住権の設定により、居住建物の使用収益にあたり、所有者と配偶者との間で様々な法律関係が生じることとなります。配偶者は、その使用にあたり善管注意義務を負い（民法1032条1項本文）、無断譲渡・無断転貸、無断増改築はいずれも禁止されますが（民法1032条2項・3項）、必要な修繕は可能であり（民法1033条1項）、また、通常必要費を負担する必要があります（民法1034条1項）。固定資産税は、必要費として配偶者が負担することとなりますが、納税義務者は居住建物所有者であるため、居住建物所有者がこれを納付すれば、配偶者に求償することができることとなります。このように、実際の使用収益や費用負担をめぐって様々な法律関係が想定されるため、実際の居住実態を踏まえて、必要に応じて具体的な取決めを行う場合も考えられます。